保護者が妊娠・出産する場合について

※出産時点を基準としたフローチャートです。

保育施設利用中のお子さんの保護者が妊娠・出産する場合は、現在**利用中のお子さんに、保育の利用及び必要性に変更が生じる場合があります**。取り扱いは原則フローチャートのとおりです。

※フローチャート内では、「保育施設利用中のお子さん」→上の子、「出産予定のお子さん」→下の子とします。

保育施設利用中のお子さんは出産時で何歳児クラスですか？
①４・５歳児・・・Ａへ
②０～３歳児・・・下へ

↓

現就労先で、産休・育児休業を取得しますか？
①取得しない・・・Ｂへ
②取得する・・・・下へ

↓

出産予定のお子さんが満１歳を迎えるまでに復職する予定はありますか？
①予定なし
（例：満３歳まで取得予定）・・・Ｂへ
②予定あり・・・下へ
お子さんが満１歳を迎えるまでに、保育施設の申込みが必要になります。

↓

出産予定のお子さんの選考の結果はどうでしたか？
①利用先が決定した・・・Ｃへ
②利用先が決まらなかった・・・下へ

↓

育児休業は延長しますか？
①育児休業を延長する・・・Ｄへ
②育児休業を延長せずに復職した・・・Ｅへ
③育児休業を延長せずに退職した・・・Ｆへ

Ａ　育休取得の場合、４・５歳児のお子さんは就学前まで利用できます。
ただし、就労先を退職し、次の就労予定がない場合は、退職日をもって退所となります。

Ｂ　保育の利用を必要とする事由が「妊娠・出産」となり、出産月の翌々月末日で退所となります。
ただし、出産月の前月以前に退職する場合は、退職日をもって退所となります。

Ｃ　きょうだいで利用できます。

Ｄ　出産予定のお子さんが満１歳を迎えても、利用先が決まらない場合は、下のお子さんが最長で満２歳を迎える月の月末まで、保育施設利用中のお子さんの継続利用が可能です。
（例）令和６年５月１日生まれのお子さんについて、満１歳で利用申込みをしたが、利用先が決まらなかった場合
→上のお子さんは令和８年５月31日まで利用可能。
※下のお子さんの入所が決定した場合、入所辞退はせず、必ず復職してください。復職しない場合、上のお子さんは退所となります。

Ｅ　復職後、下のお子さんを、企業内託児施設、認可外保育施設、別居親族等に預ける、または同伴就労をされる場合は、上のお子さんは利用承諾期間内利用できます。

Ｆ　原則、退職日をもって保育施設は退所となります。

※育児休業を理由に継続入所できるのは、現在の就労先で育児休業を取得して同じ雇用条件で復職する場合に限ります。
なお、復職とは、育児休業を取得した職場に戻ることをいい、その職場を退職（転職含む）された場合は、復職とはならず、保育施設利用中のお子さんは、原則退所となります。